



財団法人 京都市文化観光資源保護財団
Kyoto Cultural Tourist Resources Protection Foundation

会報

も く じ

寄稿

財団設立40周年に寄せて

2

大阪大学名誉教授

当財団文化財専門委員 武田 恒 夫

京都精華大学教授

当財団史跡管理専門委員 小 椋 純 一

特集

知られざる京都の文化財①

6

蘆雪の襖絵

京都市文化市民局文化芸術都市推進室

文化財保護課技師 安 井 雅 恵

2010.4.1

99

保護財団の活動

10



武田 恒夫

文化観光資源保護財団が設立されて、40周年を迎えた。当初以来、私の場合は、文化財専門委員の一員として、部門でいえば美術工芸での絵画関係を担当してきた。その間、助成選考のために申請を受けた文化財の所在場所や修復中の工房へ、その都度実地調査に出向いたことを思い起す。

知られた文化財については、いうまでもないが、未指定のかたちで潜在する佳品の多いことに驚かされる。やはり京都という歴史的な環境での蓄積によるものであろう。

財団の名称に公開を想定して「観光資源」という名目が謳われているが、選考に当てては、むしろ観光的価値よりも文化財としての価値に主眼が向けられた。

保存修理の観点が助成を希望されてきた所持者については、個人からのケースにくらべて、公開の場をもつ社寺関係の多いことが分かる。とりわけ諸宗派の寺院が筆頭に挙げられ、礼拝関係の絵図や祖師図もふくまれるが、

悲田院 襖絵「松に群猿図」(2006年修理)



修理前

やはり本堂や客殿、書院などにおける襖絵が圧倒的多数をしめている。屏風絵も少なくない。濃彩画があれば水墨画もあり、画題も多様である。

京都という土地柄は、湿気の多いところで知られているが、実は襖絵の保存にとって、むしろ湿度は、カビやシミ、虫喰いへの心配はあるものの、最悪の状況として、逆に乾燥の方が懸念される。年によって、異常気象による乾燥に見舞われることが起こる。張りつめた大画面に縦や横、斜めに亀裂を招いてしまう。公開の場だけに、なおさら始末が悪く、放置するわけにもいかない。

数量のかさむ大画面であるだけに、所有者にとっては多くの負担がかかる。保存という課題はいつそう重くならざるをえない。このような次第で、襖絵関係の修復にとって、保護財団による助成がお役に立つことになる。

保存修理の工程は、付着した埃の処理に始まり、剥落止めの後、解体にすすむのである



修理後

が、以下、さまざまな工程を経て再生にいたる。作業に当って、その間の段取りや仕様、修復を担当した工房については、伝統的な技術の継承や向上といった問題に対しても、財団の関心は高い。

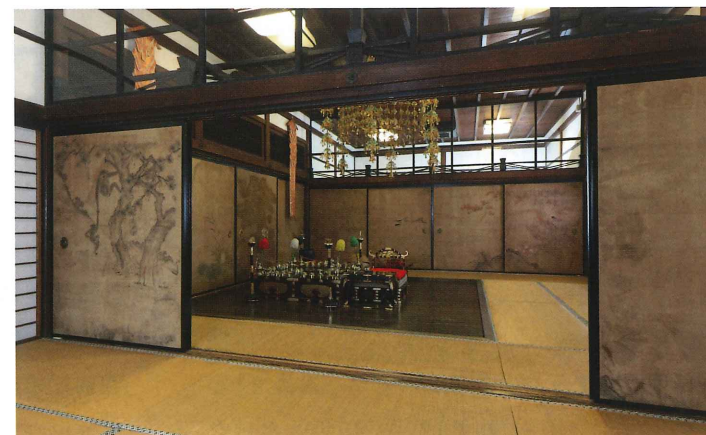
ごく最近の一例であるが、三ヶ年にわたる助成の対象となり、新装成った襖絵群の場合を紹介したい。

泉涌寺山内の悲田院では、昨

年の秋に本堂の3室にわたる襖絵34面の公開を行なった。平成18年度から3年計画で保護財団の支援もあって面目を一新させた。これらの諸画面は、以前のことながら、本堂の天井裏から破損や欠損著しく捲りのままで見出されたものであった。修理をすすめるうちに、雑多にみえた諸画面が人物・花鳥・走獣といった図様に大別され、さらにその線ではほぼ4面単位でいくつかの画題に分類されることが分った。

本堂は、東・中・西の3室からなり、襖絵はそれぞれに適宜配分できることも分った。東の間に四愛図3件と唐の詩人図2件、中の間には「竹鶴図」と「紅葉に芦雁図」、西の間は「松に群猿図」といった配置をみるようになった。現存する限られた画面を以て3室に配分したが、本来はさらに規模の大きな殿中に展開した襖絵の一部であったという公算は大きい。ことに東の間では、四愛図のうち「周茂叔愛蓮図」「林和靖愛梅図」「陶淵明愛菊図」はあるものの「黃石谷愛蘭図」が欠落している。詩人作詩図として「李白觀瀑図」「杜甫觀郭公図」がおさまった。中の間や西の間の襖絵も完結した本来のかたちではない。

しかし、重要なことは、「愛菊図」の一隅に土佐光起(1617-91)の落款、中の間と



悲田院 本堂 襖絵

西の間の一隅にそれぞれ実子の光成(1646-1710)による落款が認められ、父子の共作となる。光起の署名に「行年七十二」とあることから、彼の最晩年にあたる元禄元年(1688)の制作であることも明かとなった。さらに、光起による唐人物が水墨による漢画であることも興味を深めた。当時、漢画系の狩野派がやまと絵も兼ねて宮廷の御用を果たしたのに対して、やまと絵画系の土佐派中興の祖といわれる光起が、漢画や中国画への関心を高めて対応したことをうかがわせる資料ともなる。これに対して光成の絵の方は多分に和様の趣をとまうものであった。

このようなケースなどは、当財団の助成が有効に発揮された一例と見ることができるだろう。かつて天井裏に人目にふれぬ状況に置かれていた諸画面が、装いも新たに仕立て直されたばかりでなく、画題別に図様講成をととのえて、市民の鑑賞にも供されることになった。

昨今のきびしいご時世であるだけに、財団への期待もいっそう高まることになろう。文化遺産の保存や活用という財団の主旨を理解し、その維持運営に対し支援を賜った篤志家並びに企業各位に対し、改めて謝意を表する次第である。

(大阪大学名誉教授・当財団文化財専門委員)

小椋 純一

平安遷都から1200年を超える長い歴史をもつ京都には、伝統行事・芸能や史跡など多くの文化財がある。それらは古都の重要な観光資源でもあり、それらの保護や伝承などを目的として設立された京都市文化観光資源保護財団の果たすべき役割は、たいへん大きい。その財団創設から、昨年12月で40年となったが、時代が大きく変化する中、その存在意義は今後いっそう大きくなってゆくであろう。

筆者は、その財団の史跡管理専門委員となって十数年になるが、その間にも、当財団が管理する史跡の数は徐々に増えてきている。一方で、管理予算はそれに比例して増えてはいないので、その予算不足が気になるところである。史跡関係の管理費としては、年々成長、あるいは枯死する樹木の管理に多くの費用がかかるが、当財団が管理する史跡には雙ヶ岡（写真1）のように、相当広い面積の森林があるところもあり、その管理費は毎年かなりの額となっている。

かつては、樹木は木材や燃料としての価値が高く、木を伐ればお金にもなったが、今ではその価値が下がり、史跡などの木を伐れば多くのお金がかかるとというのが現実である。そうした変化は、とくに高度経済成長期以降顕著であるが、当財団の設立が、ちょうどその大きな変化のあった時期にあたるのは、決して偶然ではないであろう。

ところで、人と森林などの

植生とのかかわり方は、高度経済成長期よりも前から、時代によって異なり、そうした人と植生との関わりの中から、それぞれの時代の自然景観がつくられ、またその時代の文化が育まれてきたと考えられる。たとえば、昭和前期の頃など、かつての京都周辺の山にはアカマツが多く見られたが、アカマツは地肌が見えるようなところが発生、生育の適地である。かつてアカマツが多かった背景には、地表の落葉までも燃料に利用されるなど、さかんに里山が利用され、地肌が見えるような山が多かったことがあると思われる。

また、さらに時代を溯れば、草木がほとんどない山が目立つ時代もあった。現存する初期の洛中洛外図や江戸初期に洛外を詳しく描いた絵図の描写の検討から、少なくともそれらの絵図が描かれた室町時代後期から江戸初期の頃は、草木のほとんどないような山な



写真1 名勝「雙ヶ岡」

みが、京都周辺にはしばしば見られたと考えられる（図1）。おそらく、その背景には、草木の根まで利用するような過酷な植物利用があったものと思われる。

そのような植生の乏しい山は、洪水や土砂の流出などの問題も生んだが、一方で、今日では見られない特別な景観をつくったりもした。たとえば、大文字山の少し南側の山の中腹には、かつて駒が滝などと呼ばれていた有名な滝があった。その滝について『洛陽名所集』（明暦4年〈1658〉）には、「・・・雨の後はかならず流れをまし、ちかづきがたしとなむ。遠所よりは山半分にも見え侍りぬ。」と記されている。同時代の書物には、同様なことが書かれているものがいくつもある。

今もあるその滝は、ふだんは水量も少ないが、かつては大雨が降れば背後のハゲ山から一気に水が集まり、それが流れ落ちる様子が遠方から山半分の大滝として見えていたものと思われる。『東北歴覧之記』（延宝9年〈1681〉）などには、その滝は「洛東の奇観」と表現されている。

なお、その滝は18世紀に入ると文献や絵図にあまり現れなくなる。それは、その時代の史料から、幕府の達しにより、その付近の山に木が植えられて山が森林化したことが原因と考えられる。そうした幕府の対応は、江戸初期の山の荒廃に対して発布された「山川の掟」（寛永6年〈1666〉）などによるものであろう。

一方、その滝の北側に今も残る大文字の送り火は、起源が室町時代に溯るとされるが、それが始まるようになったのも、やはり山に草木が乏しかったからではないかと思われる。うっそうと茂る山の木々を広く伐採し、送り火をするのはたいへんな作業であるが、ハゲ山のような草木の乏しいところで送り火



図1 歴博甲本洛中洛外図 大文字山付近
（写真提供：国立歴史民俗博物館）

をするのは容易であり、またそうしたことをしようという発想も浮かびやすいのではないだろうか。

このように、当財団がその伝承を支援している京都五山の送り火も、おそらく植生も含めた時代の産物として生まれたものであろう。時代が大きく変化し、植生も大きく変化してきている中、送り火の場所だけは、定期的な刈り取りにより、なんとか低い植生が維持されているが、すぐ周辺の森は、うっそうとした高木の森林となってきている。また、その森林の樹種も、かつて多かったアカマツは激減し、代わってシイなどの常緑広葉樹が目立つようになってきている。

時代の変化により、昔と同じようにできないことがあるのは仕方のないことではあるが、今や送り火の薪として欠かせないアカマツさえも地元で確保することが容易ではなくなっている。そのようなこともあり、送り火の形だけではなく、その背景にあった植生までも復元、保護してゆくようなことが、なんとか衆知を集めてできないものかと思う。もちろん、そうした植生の復元や保護を考えるのが望ましいのは、送り火に限ったことではない。

（京都精華大学教授・当財団史跡管理専門委員）

はじめに

「日本の蔵は奥が深い。」

これは学生の頃に恩師から聞いた言葉です。日本では、すでに多くの文化財が知られていますが、その一方、かなりの頻度で新出作品が発見されています。それを比喩的にこう表現するのだそうです。

例えば、最近でも伊藤若冲の「象と鯨図屏風」の新発見が新聞各紙で報じられ、昨年初公開された折には昨今の若冲ブームで大きな話題となりました。また、各地で催される古美術の展覧会では「新出作品〇点」などとうたったものも少なくありません。日本にはいまだ知られざる文化財が数多く眠っているようです。

京都市文化財保護課で美術工芸品担当の技師として勤めるようになってから、私にも冒頭の恩師の言葉を思い出すような出会いが何度ありました。やはり歴史ある京都という土地柄のおかげでしょう。

そこで、この小文では私の体験も交えつつ、京都の「知られざる文化財」についてご紹介していきたいと思います。

蘆雪の襖絵

18世紀後半の京都画壇は綺羅星のような絵師たちが活躍した時代でした。文人画の池大雅、与謝蕪村、写生画の円山応挙、奇想派と呼ばれる伊藤若冲や曾我蕭白。いずれも日本の絵画史上、欠かせない存在です。そして、彼らと共に語られる絵師として、長澤蘆雪が

います。蘆雪は淀の武士の家に生まれましたが、京に出て応挙に入門、若くして応挙の作風をマスターして、弟子の中でも指折りの実力となりました。しかし、応挙と根本的に異なる蘆雪の個性が一挙に開花したのは、天明6年（1786）、応挙の代理で赴いた和歌山での大量の障壁画制作においてでした。これ以降の蘆雪は自在かつ奔放な筆さばきと機知に富んだ構図で、ユニークな作品を多く残しました。特に前述の和歌山の各寺院をはじめ、兵庫の大乗寺や愛知の正宗寺など、各地に伝来する襖絵は蘆雪の代表作であり、国の重要文化財や県、市の指定文化財になっています。ところが、蘆雪の活動の本拠地であった京都では、これまで襖絵の存在が確認されていませんでした。応挙の一門として寛政度内裏の障壁画制作に参加したことなど、記録上は京都での制作も知られていますが、作品は失われています。

そうした状況で、蘆雪の襖絵との出会いが訪れたのです。

嵐山の渡月橋を一望できる桂川北岸に、公立学校共済組合の嵐山保養所「花のいえ」があります。この場所には、高瀬川などの開削で知られる豪商角倉了以が慶長11年（1606）に築いた邸宅が幕末までありました。今も「花のいえ」の一部の建物には、江戸時代末頃の木造建築の構造—おそらくは角倉屋敷の建物—が生かされています。

その「花のいえ」から襖絵の修理などについて相談があったのは平成20年5月のことでした。拝見した襖絵は比較的新しい狩野派

の作品で、他の杉戸絵についてもお尋ねがありました。おおむね説明を終えた時、担当の方が「実は蘆雪の襖絵もあるんですよ。これはどんなものですかね？」と倉庫から梱包された襖絵を出してきてくれました。蘆雪は人気が高く偽物も多い絵師です。実のところ、さして身構えもせずに包みが解かれていくのを眺めていました。ところが、現れたのはどう見ても「蘆雪の本物」です。長年日に焼けて紙が茶色くなった絵は地味に見えましたが、よどみのない早い筆致や落款は蘆雪本人のものに思われました。そして、それは展覧会や図版でも見たことがない図様だったので。じっくり拝見して、その場で蘆雪の本物だと思いますとお伝えすると、担当の方も驚かれたようでした。

後日、信頼のおける先生に「蘆雪」と太鼓判を押していただき、改めて調べていくと、やはり未紹介の襖絵で、しかも珍しい画題であることがわかってきました。

「張旭揮毫図」

それでは画面を見ていきましょう（図1）。襖は4面で、蘆雪の絵は片側に墨で描かれています。上から幕が下がり、内側には3基の

燭台が灯っています。明かりの中央には、大机に片膝をついて筆を揮う人物がいます。足元には彼が落とした帽子があります。筆先からは雲のようなものがたち現れ、紙を押さえている童子は書きあがっていくものに驚いているようです。もう一人の童子は振り返り、右斜め後ろの、背中を向けている童子をみやっています。巻紙を持って立つ、この童子の足元には淡墨で描かれた羽箒と半ば広げた紙があるだけで、右端の襖1面は大きな余白となっています。視線を左に転ずれば、幕の下では三人の童子が卓上に酒器を並べています。

落とした帽子、揮毫する人物、並んだ酒器。これらのモチーフから浮かび上がったのは張旭という人物です。張旭は中国唐代の書家で草書をよくしました。酒を好んだ彼の自由奔放な書は「狂草」と称されています。盛唐の詩人の杜甫と交流があり、杜甫が8人の酒豪の友人を八仙人になぞらえて作った「飲中八仙歌」では、「張旭は三杯草聖伝わる 帽を脱ぎ頂を露す王公の前 毫を揮い紙に落せば雲煙の如し」と歌われています。落帽の姿で煙のような書を揮毫する本図は、まさにこの場面を描いたものと思われます。

「飲中八仙歌」にもとづいて8人すべてを



図1 花のいえ蔵「張旭揮毫図」

描く「飲中八仙図」は、わが国では中世以来好まれてきました。蘆雪と同時期に活躍した京の絵師たちの作例も多く、蘆雪の師である応挙、大雅や蕪村、蕭白などが描いています。蘆雪自身も東寺観智院所蔵の「飲中八仙図屏風」をはじめ複数の作品を残しており、好んで描いた主題のひとつと言えるでしょう。そして、本図(図2)と観智院の屏風(図3)の張旭は、大きな机に紙を広げ、片膝をついて揮毫するポーズなどが共通しており、蘆雪が張旭を意図して描いたことが明らかなのです。そこで本図は「張旭揮毫図」というタイトルになりました。

画題について、もうひとつ注目すべきところがあります。蘆雪が飲中八仙の中から張旭だけを選びだして描いているという点です。本図は図様や構成から襖四面で完結していたと思われるのですが、実は、蘆雪には、同じように襖4面に描かれた「張旭図」があったことが古い売立目録からわかります。

管見の限り、李白を除いて、飲中八仙の1人だけを描く作品は他の絵師には見あたらないのですが、蘆雪には「蘇晋長齋図」対幅(黒川古文化研究所蔵)や「汝陽逢麴車図」(個人蔵)などいくつかの作例が確認でき、蘆雪がたびたび飲中八仙の単独像を制作していたことがわかります。応挙にも見られないこの



図2 花のいえ蔵「張旭揮毫図」



図3 東寺観智院蔵「飲中八仙図」屏風(張旭)

画題は、蘆雪が独自に展開させ、人物画のヴァリエーションとしたものでしょう。

中でも張旭は少なくとも2度も襖絵に描かれており、蘆雪の張旭に対する思い入れが見て取れるようです。あくまで推測の域を出ないのですが、蘆雪は一種の自画像として、張旭を好んだのではないのでしょうか。蘆雪自身が酒を愛し、時に鯨飲したことは様々なエピソードとして伝えられています。落款に「醉中」と記す作品も存在しています。酔いに任せて筆を揮い、その「狂草」で後世に名を残した張旭の在り様は、同じ筆を操る身の蘆雪にとって親しみと憧憬を覚えるものであった

と想像されるのです。

伝来の地

ところで、どうして公立学校共済組合の保養所に蘆雪の襖絵が伝わったのでしょうか。それは、「花のいえ」が角倉了以の宅址に所在していることと関係があるようです。

了以が嵯峨嵐山に建てた邸宅は、息子の素庵、その次男である厳昭に引き継がれます。厳昭の家系はその地に因んで「嵯峨角倉」と呼ばれ、江戸時代を通じて同地で屋敷を維持していました。しかし、幕府が瓦解し新体制へと移行した明治2年(1869)に嵯峨川高瀬船支配の役職を解かれ、嵯峨角倉屋敷は二条角倉屋敷と同様、収公されたようです。明治22年(1889)、登記簿の初めの所有者として京都府3代目知事北垣国道の名が記され、その後持ち主が変遷、昭和26年に現所有者に定まりました。この時点で、本図ははめられていた木造の建物とともに伝えられ、旧角倉家のものという伝承を纏っていました。昭和40年代に行われた大幅な増改築のためその建物が失われ、収まるべき場所を失った本図は倉

庫にしまわれたようです。記録等でも確証が得られないのが残念ですが、建物の付属品としてこの地に伝来したらしい本図は嵯峨角倉家のために制作された可能性があるのです。

おわりに

新たに発見された蘆雪の襖絵は、京都に残る貴重な遺品であることから、平成21年4月1日付で京都市有形文化財として指定されました。指定を機に、「花のいえ」では自館の1室をあてて1週間本図を公開し、予想を上まわる観覧者にご覧いただいたとのことでした。

初めて「花のいえ」を訪れた時、担当の方が思い出して下さらなければ、本図は今も倉庫で人知れず眠っていたかもしれません。そんな風にして眠っている文化財がまだまだ京都にはある一、蘆雪の襖絵の発見は京都の「蔵」の奥深さを実感した出来事でした。

※長澤蘆雪筆「張旭揮毫図」襖は通常非公開です。

(京都市文化市民局文化芸術都市推進室)
文化財保護課技師

事務局より

新公益法人への移行に向けて

平成20年12月1日付で、新公益法人制度が施行されました。新制度では、民間が自発的に取り組む公益のための活動を奨励し、支援するための法制と税制が整備されました。又現公益法人は、平成25年11月30日までに新法人(一般法人又は公益認定法人)への移行が求められています。

当財団では、これまでに理事会・評議員会におきまして審議を行ない、設立趣旨、事業活動などから公益財団法人への移行方針を決定致しました。今回は、新公益法人への移行に向けての取組みについてお知らせすることにします。

◆移行後の新定款を定めます

新公益法人制度では、役員の選任、権限や理事会・評議員会のあり方などが新たに定められました。まず役員の選任については、現役員の方々に移行後の就任意向についてお訊ねし、特に移行後の最初に就任いただく評議員については、新しく選任し直すこととされている為、選考委員会を設置し、新任者を選任することといたしました。次に新定款では、新公益法人としての役員の定員、理事会・評議員会の運営などの新たな要件を満たす必要があることから、現定款の寄附行為を全面的に改正し、定めることにしています。

◆公益目的事業—事業を整理・区分します

新公益法人制度では、活動の公益性と事業内容のガイドラインが定められました。その為、これまでの事業内容を(1)助成事業や調査研究事業を行なう文化観光資源保護事業、(2)史跡等の管理を行なう文化観光資源管理事業、(3)刊行物の発行や公開事業、顕彰、情報発信など諸事業を行なう文化観光資源保護普及啓発事業の3事業を公益目的事業とし、会員事業と法人運営にそれぞれ整理区分し、事業の位置づけを行ないます。

◆移行後は、寄付金の取扱いと会員制度が新しく変わります

新公益法人の認定を受けますとその法人は、特定公益増進法人として寄付優遇制度が適用されることになります。又、会員制度を定めている法人については、新たに規程の整備も求められていることから新たに寄付金の取扱いと会員規則を定めます。移行後、寄付金の取扱いは、一般寄付金・特別寄付金・特定寄付金の3種となり一般寄付金(1口3,000円)に寄付をいただいた方を会員とし、会員及び一般からの使途を定めた寄付を特別寄付金といたします。又、募集目的を定めた寄付を特定寄付金として取扱います。会員制度につきましては、現在の会員制度を継続し、会員規則によりこれまでの取扱いを明文化することにしました。

◆最後に

今回の新制度の目的は、『民による公益の増進を目指して』の趣旨によるところであります。設立40周年を迎えました当財団におきましても、今回の改正を新たな法人としてのスタートと位置づけ、事務局では、公益財団法人の認定取得に向け更に準備を進めてまいります。そして、移行後は新しい使命のもとに活動理念である京都の文化観光資源の保護と活用をより一層推し進めてまいりたいと存じます。皆様には、公益認定を受けた後に詳しくお知らせさせていただきますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

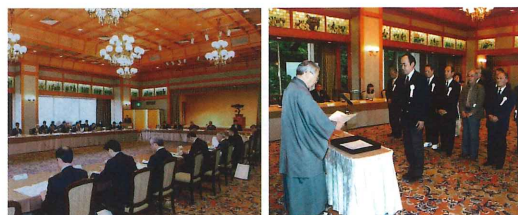
保護財団の活動

第65回理事会・評議員会を開催

去る2月10日、第65回理事会・評議員会を30名の役員出席のもとに開催し、平成21年度文化観光資源の所有者、管理者等に対する助成金の交付及び新公益法人制度への移行に関する評議員の選任方法案、定款の変更、内部規程の制定、平成22年度事業計画並びに収支予算について審議し、それぞれ承認されました。

又、会議終了後に平成21年度の伝統行事・

芸能功労者表彰並びに文化観光資源保護協力者感謝状贈呈式を行ない、各受賞者の方々に表彰状、感謝状と記念品が、細見吉郎京都市副市長(市長代理)と山口昌紀理事長から贈呈されました。



第65回理事会・評議員会 伝統行事・芸能功労者表彰式

平成21年度 文化観光資源助成事業

70件に総額6,475万円を助成

平成21年度文化観光資源所有者、管理者等に対する助成金の交付を行ないました。助成申請がありました保護事業について、文化財専門委員会で審議し、理事会・評議員会において助成金を交付決定したもので、概要は以下のとおりです。なお、個別の助成対象などは、後日発行します平成21年度年間活動報告書において詳しくご紹介いたします。

1◆文化観光資源保護事業に対する助成

対象件数 12件 助成金 636万円

- ・建造物の部 8件 助成金 440万円
- ・美術工芸品の部 4件 助成金 196万円



建仁寺 方丈向唐門

2◆伝統行事、芸能の保存及び執行に対する助成

対象 56件 助成金 5,509万円

①伝統行事の保存及び執行に対する助成

31件 助成金 5,078万円

- ・保存事業の部 13件 助成金 683万円
- ・執行事業の部 18件 〃 4,395万円

②伝統行事・芸能の保存及び執行に対する助成

執行事業の部 25件 助成金 431万円

3◆文化観光資源をとりまく自然環境の

保全等に対する助成

対象1件 助成金 320万円

4◆文化観光資源施設の整備に対する助成

対象1件 助成金 10万円

平成22年度 事業計画

【公益目的事業】

I 文化観光資源保護事業

1◆助成事業

- ①文化財所有者、管理者等の行なう文化観光資源保護事業に対する助成
- ②伝統行事、芸能の保存及び執行に対する助成
- ③文化観光資源をとりまく自然環境の保全等に対する助成
- ④文化観光資源施設の整備に対する助成

2◆文化観光資源に関する調査研究事業

助成対象の文化観光資源の実態調査及び資料収集、修理記録のデーター化。伝統行事、芸能の公開・保存修理の実態調査及び指導・助言。文化財保護連絡協議会、文化財防災対策連絡会への参加・取組みなど。

II 文化観光資源管理事業

京都市より業務受託しています下記24カ所の史跡、名勝、天然記念物等について、適切な維持・管理を行ない保存に努めます。

名勝 雙ヶ岡、史跡 天皇の杜古墳、史跡 醍醐寺境内(栢杜遺跡)、天然記念物 深泥池生物群集、史跡 御土居(7カ所)、史跡 方広寺石塔(耳塚・馬塚)、史跡 鳥羽殿跡、史跡 栗栖野瓦窯跡、史跡 平安宮跡(内裏跡、豊楽院跡)、史跡 檜原庵寺跡、史跡 蛇塚古墳、史跡 西寺跡、史跡 天塚古墳、史跡 山科本願寺南殿跡、京都市指定史跡 上中城址、京都市登録史跡 福西遺跡公園、京都市登録建造物 島原大門

専従職員による日常のパトロール及び地元保存団体との連携による保存管理、各史跡の維持保存のための調査研究、各史跡の見学の

便宜や印刷物の配付、ウェブサイトによる情報発信などの普及啓発を実施。



樹木整備後の御土居

Ⅲ 文化観光資源保護普及啓発事業

① 刊行物の発行

“京の文化財カレンダー”及び既刊図書の配付、新刊図書の刊行準備、その他冊子などの作成。

② 文化観光資源の公開及び文化財鑑賞事業などの実施

③ ウェブサイトによる情報発信

京都の文化財や観光資源の紹介、有識者からの寄稿文等の内容充実及び各種情報の発信。

④ 伝統行事・芸能功労者の表彰

⑤ 文化観光資源に関する事業の共催・後援

【会員事業】

「会報」・「年間活動報告」の発行。「三大祭」観覧、「文化財特別鑑賞」など招待事業の実施。「文化財グッズ」の作製・配付。新規事業の企画実施。ウェブサイトの会員サイトでの情報提供。新規会員数の増加への取組みと広報活動の強化。

【京都市文化観光資源保護基金募金活動】

京都市文化観光資源保護基金の拡充を図るため、京都市とともに募金の推進に取り組む。

又、高額寄付者に対して感謝状を授与する。

【法人運営】

新公益法人制度への移行に伴う新役員の選任及び諸規則の制定・改正、移行認定申請書の提出と公益認定の取得。又、移行後の事務局体制の整備と諸準備を整える。

事業のご案内

■京都市指定有形文化財

「長江家住宅—祇園祭屏風飾り—」

京都市指定有形文化財「長江家住宅」の祇園祭宵山の屏風飾り特別公開が本年も実施されます。



◆日時：7月14日(水)午後1時～午後8時
15日(木)～16日(金)午前10時～午後8時
※各日ともに受付は午後7時30分まで

◆所在地：京都市下京区新町通仏光寺上ル

◆見学科：700円(協力金)

※会員ご招待は、定員100名。申込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。なお、抽選外の方には、優待割引(500円)をいたします。

■京都古文化保存協会主催

『京都春季非公開文化財特別拝観』ご招待

普段は、非公開の京都の社寺の文化財を特別公開する財団法人京都古文化保存協会主催の当事業に会員の皆様をご招待します。ご希望の方は、下記の申込方法でお申込下さい。

◆内容：「春季非公開文化財特別拝観」(4月24日～5月9日)で公開されます16カ所の中から、2カ所を拝観していただけます。

◆定員：300名

■京の三大祭

『祇園祭』・『時代祭』観覧ご招待

本年行なわれます祇園祭の山鉦巡行(7月17日(土))、時代祭行列(10月22日(金))の

当財団観覧席にそれぞれご招待します。ご希望の方は、下記の申込方法でお申込下さい。

◆定員：祇園祭、時代祭いずれも30名



上記の会員ご招待の事業をご希望の方は、当会報に同封しています申込用ハガキ又はインターネットホームページの会員サイトからお申込下さい。

◆申込資格：会員ご本人様に限る

◆申込締切日：4月16日(金)必着

◆申込方法

京の三大祭観覧ご招待は、今年行なわれます葵祭(申込受付終了)、祇園祭、時代祭のいずれか一つに限りです。すでに、葵祭を申し込まれた方は、ご遠慮下さい。

※なお、いずれの事業も申込多数の場合は、抽選とし当選者の方のみ、招待状を送付させていただきますのでご了承下さい。

申込方法

京の文化財グッズ

“京都・文化財ダイアリー(2010年度版)オリジナル手帳”を作製

京都の文化財を身近に親しんでいただくため、会員有志の皆様の賛助金のご協力を得て、京の文化財グッズを作製しています。当ダイアリー



オリジナル手帳は、'10年度(4月～3月)のカレンダーとメモに加え、別冊として年号索引や文化財の主な用語、京都の主な年代別文化財、年中行事を掲載しています。なお、当手帳は、会員の方のみに配付させていただいております。

京都市文化観光資源保護財団の
インターネットホームページ
<http://www.kyobunka.or.jp>
—京都 その文化遺産の保護と未来のために—



インターネットホームページの会員専用サイトでは、京都の文化財に関するお便りや写真、当財団の事業活動、会報などのご意見・ご感想、ご提案又、会員皆様方同士の呼び掛けや交流などの内容をご紹介させていただいておりますので、気軽にお寄せ下さい。郵便でも結構です。

※写真は、プリントしたものにコメントを添えてお送り下さい。(お一人1点)

— ケイタイサイトを開設しました —

2次元コード対応の携帯電話をお持ちの方は、右のバーコードをお使い下さい。



助成文化財の紹介 -表紙写真解説-

葵 祭



葵祭は、正式には、賀茂祭といい、賀茂御祖神社（下鴨神社）と賀茂別雷神社（上賀茂神社）の例祭です。我が国の祭のうち、もっとも優雅で古趣に富んだ祭として知られ、単に“まつり”といえ、葵祭のことであるといわれています。葵祭といわれるのは、祭の当日内裏神殿の御簾をはじめ御所車、勅使、供奉者の衣冠、牛馬にいたるまで、すべて葵の葉で飾るところからこの名があると伝えられています。

この祭の特徴は、他の祭と異なり、氏子や庶民は参加せず、国家的な行事として行なわれたことで、そのために、我が国の中でも、唯一の王朝風俗の優雅な伝統をもちつづけています。起源は、欽明天皇の時代（6世紀）に、五穀がみのらず国民が窮乏した折、加茂神のたたりであるとして、馬に鈴をつけて走らせ、これを祭としたところ豊作になったといわれ、以来連綿とつづき、平安時代が最も盛大に行なわれたようです。

葵祭は、宮中の儀、路頭の儀、社頭の儀の三つの儀式からなり、下鴨神社、上賀茂神社の社頭において行なわれる社頭の儀がひろく知られています。路頭の儀は、斎王代及び奉幣使等の参向の行列のことで、行列は、勅使をはじめ檢非違使、内蔵使、山城使、牛車、風流傘、斎王など平安朝貴族そのままの姿で、王朝風の優雅な列をつくり、御所を出発し下鴨神社を経て上賀茂神社へ向います。

当財団では、設立当初から助成を行ない、葵祭の執行を支援しています。

編集後記



◆本号では、前号に引き続き設立40周年にあたり、当財団の委員にご就任いただいています武田恒夫大阪大学名誉教授と小椋純一京都精華大学教授からこれまでの活動に対する賛辞や激励のご寄稿を賜りましたので掲載させていただきました。

又、新たに「知られざる京都の文化財」をテーマに、安井雅恵京都市文化財保護課技師から京都の文化財の中から美術に関して、これまでの文化財調査や自身の研究などをもとにした内容で、4回にわたりご寄稿をいただきます。

◆設立40周年を迎え、これまでの40年間にわたりに行なってきました事業活動の内容を紹介しました当会報の記念特集号を発行しました。財団の経緯や活動のあゆみをご理解いただき、今後とも更なる発展にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

京都の文化遺産を守り伝えるための募金に

—皆様の更なるご支援をお願いします—

当財団では、皆様からの募金を京都市文化観光資源保護基金にして、京都の文化観光資源の保存修理や伝統行事・芸能の保存執行などに対し助成事業を行っています。

事業活動を今後とも維持発展させていくため、皆様からの追加募金や新規募集の呼びかけになお一層のご支援・ご協力をお願いします。

※お知り合いの方で入会をご希望される方がおられましたら活動を紹介していますパンフレットなどをご送付しますので、事務局までご連絡下さい。

お願い

寄附金にご協力をいただく際には、新しい納付書をご利用下さい。なお、納付書が必要な方は、送付いたしますので事務局までご連絡下さい。

会報

No.99

2010.4.1

会報題字／理事長 山口昌紀
表紙撮影／神崎順一（写真家）

編集・発行／財団法人京都市文化観光資源保護財団
〒606-8342 京都市左京区岡崎最勝寺町13 京都館内
URL <http://www.kyobunka.or.jp>
TEL: 075(752)0235 FAX: 075(752)0236